

佐賀県規則第7号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(入校資格)</p> <p>第8条 学院に入校することができる者は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 短期課程 学校教育法による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると学院長が認める者</p>	<p>(入校資格)</p> <p>第8条 学院に入校することができる者は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 短期課程 学校教育法による中学校若しくは<u>義務教育学校</u>を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると学院長が認める者</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。